

令和4年7月に海難審判所で言い渡された裁決24件が、ホームページに掲載されました(令和4年9月)

区 分	地方海難審判所 (函館1、仙台2、横浜6、神戸4、広島2、門司5、長崎2、那覇2)	24件 40隻
海難種類(件)	衝突11、乗揚5、衝突(単)3、運航阻害2、転覆1、死傷等1、施設等損傷1	計24件
関係船舶(隻)	漁船11、プレジャーボート7、貨物船6、遊漁船3、非自航船3、引船2、作業船2、油送船2、押船1、公用船1、その他2 (プレジャーボート:モーターボート6、水上オートバイ1)	計40隻
死 傷 者(人)	死亡 1、行方不明 なし、負傷 16	計17人

上記のうち、横浜地方海難審判所及び広島地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① 浦賀水道航路で貨物船同士が衝突した事例

浦賀水道航路で、いずれも北上する貨物船同士が、中ノ瀬航路の接続部付近で衝突した

② 香川県大槌島沖合で引船列のはしけが灯浮標に衝突した事例

大槌島南東方沖合で、引船列のはしけが備讃瀬戸東航路第1号灯浮標に衝突した

海難防止への
インフォメーション

① 貨物船A(391トン) 貨物船B(25,305トン) 衝突事件

(浦賀水道航路で、いずれも北上する貨物船同士が、中ノ瀬航路の接続部付近で衝突した)

【海難概要】 夜間、浦賀水道航路において、貨物船A(391トン、5人乗組、フェロマンガン1,049トン積載)は、京浜港川崎区に向けて北上中、貨物船B(25,305トン、23人乗組、コンテナ802個積載、外国籍、水先人乗船)は、京浜港横浜区に向けて北上中、A船の船首がB船の左舷船首部に衝突した

【発生日時】 令和元年10月15日 04時22分半僅か過ぎ
【発生場所】 浦賀水道航路
【死傷者】 なし
【損傷等】 A船: 船首部に圧壊等、B船: 左舷船首部外板に凹損を伴う擦過傷等
 第8号灯浮標: マーキング装置センサーに折損等

《航法の適用》 * 海上衝突予防法(予防法)第38、39条が適用される

- 浦賀水道航路は海上交通安全法(海交法)が適用され、同法第3条第1項(航路に入り、又は航路外に出る船舶は航路航行船の進路を避ける)の適用が考えられるが、A船が衝突の約1分半前両船間の距離が430mとなったとき、B船の前路に向けて右転を開始したもので、**B船が衝突を回避する措置をとるのに必要な時間的、距離的余裕があったとは認められないことから、同条を適用できない**
- 海交法には他に本件に適用できる航法規定がない
- したがって、予防法第38,39条(船員の常務)が適用される

《原因等》 夜間、浦賀水道航路において、

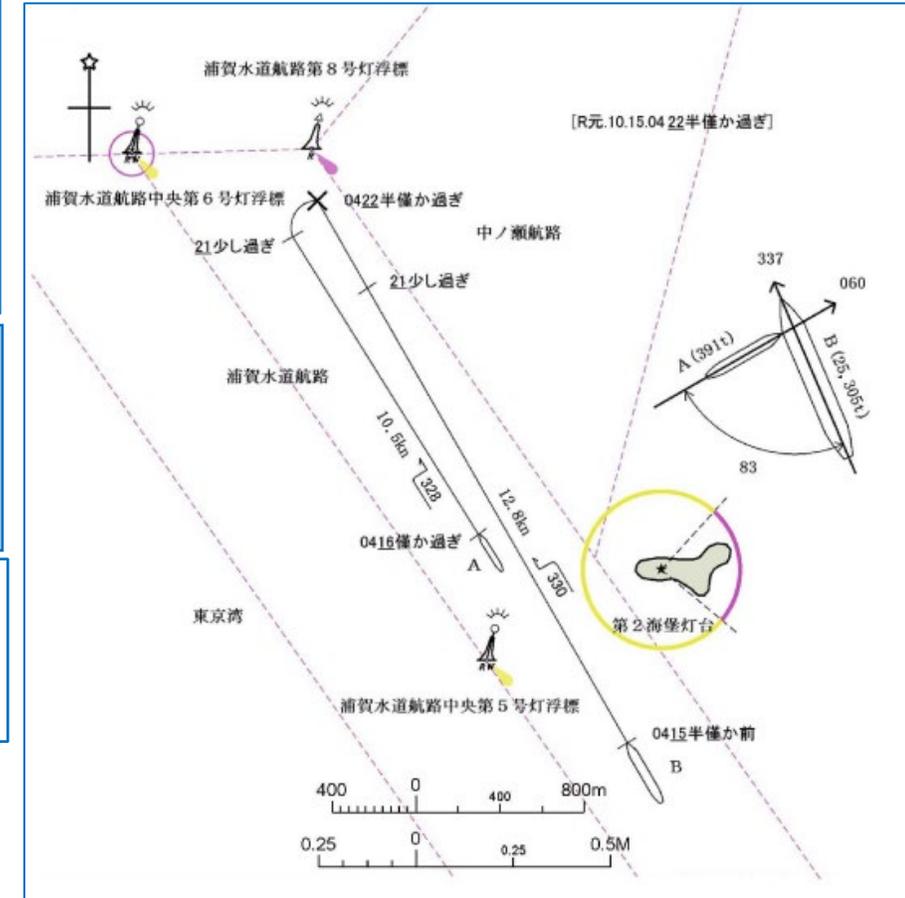
A 船: **見張り不十分で、無難に航過する態勢で北上していたB船の至近で右転し、同船の前路に進出した**

船長が、船橋当直の引継ぎを適切に行わなかったばかりか、自ら操船の指揮を執らなかったことと、船橋当直中の一等航海士が、見張りを十分に行わなかったことが、運航不適切を招いた

B 船: 原因は摘示されなかった

《背景》

- A船長は、一等航海士に任せておけば無難に航行してくれると思っていた
- A一等航海士は、東京湾海上交通センターから、中ノ瀬航路航行義務がある旨の情報提供を受け、同航路入口に向けて転針することに気を奪われていた



[受審人]

- (A船) 船長: 五級海技士(航海) → 1か月業務停止
- (A船) 一等航海士: 五級海技士(航海) → 1か月業務停止
- (B船) 水先人: 東京湾水先区一級水先人 → 不懲戒

《懲戒》

海難防止への
インフォメーション

② 引船A(19ト) 引船列灯浮標衝突事件

(大槌島南東方沖合で、引船列のはしけが備讃瀬戸東航路第1号灯浮標に衝突した)

【海難概要】 夜間、引船A(19ト、2人乗組)は、はしけC(43m、作業員1人乗船、パルプ約900ト積載)の船首部とA船の船尾部を、はしけB(43m、作業員1人乗船、パルプ約800ト積載)の船首部とC船の船尾部を、いずれも曳航索で繋いで縦列の引船列を構成し、備讃瀬戸東航路(東航路)北側を愛媛県三島川之江港に向け西行中、同航路に入航するため南下する針路に転じた際、B船の右舷船首部が備讃瀬戸東航路第1号灯浮標(第1号灯浮標)に衝突した

《関連情報》

- ・曳航索は、いずれも長さ50m直径65mmであった
- ・引船列は、A船の船尾からB船の後端まで190mであった
- ・西方に向かう強い潮流に乗じて5.0ノットの対地速力で航行していた
- ・衝突後、直ちに減速を始めたものの、両はしけを繋ぐ曳航索が第1号灯浮標に絡まり、同灯浮標を約1海里引いたところで停止した

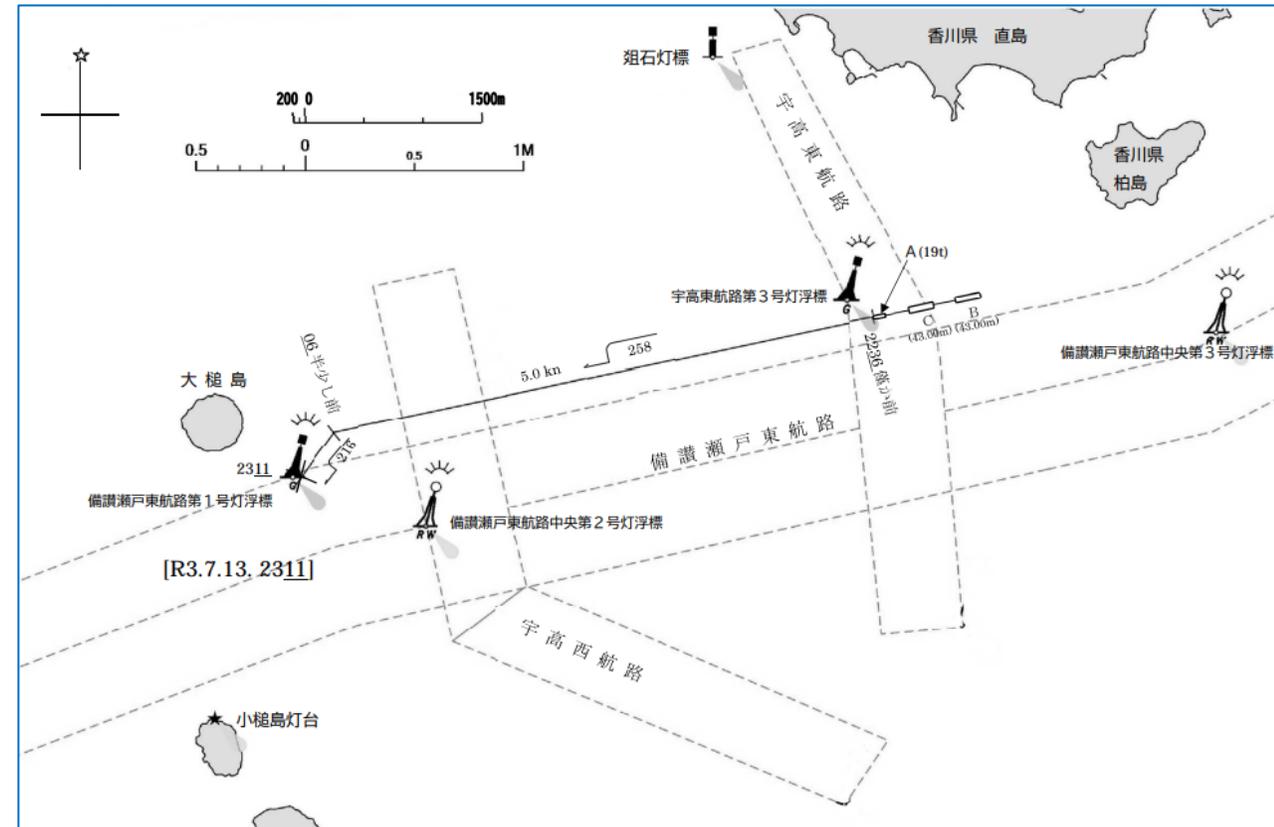
《原因等》 夜間、東航路北側境界線北方を潮流に乗じて西行中、同航路に入航するため、第1号灯浮標東方沖合を南下する針路に転じた際、

- ◎ **圧流状況の確認が不十分で、B船が第1号灯浮標に著しく接近した**
A船長: 西方に向かう潮流の影響を直ちに把握できるよう、転針後、速やかに曳航状態を把握するなど、圧流状況の確認を十分に行うべきであった

《背景》

A船長: 両はしけが、西行中と同様にA船の航跡をたどるものと思っていた

- 【発生日時】** 令和3年7月13日 23時11分
- 【発生場所】** 備讃瀬戸東航路 香川県大槌島南東方沖合
- 【死傷者】** なし
- 【損傷等】** B船: 右舷船首部外板に擦過傷
第1号灯浮標: 檣上部防護枠曲損、フロートの擦過傷等



【受審人】 **《懲戒》**
(A船) 船長: 小型船舶操縦士 → 1か月業務停止